

生徒日常の心得

本校生徒は、以下に定めた学校の諸規則を守り、勉学に励み、国府高校の生徒としての品位と誇りを持って行動し、同時に心身ともに、健全な社会人となるよう心がけなければならない。

I 校内生活

1 登校・下校

- ア 通学には規定の服装をし、生徒手帳（身分証明書）を携帯する。
- イ 8時30分までに教室に入るよう、余裕をもって登校する。
- ウ 始業時刻から終業時刻までの間に外出の必要があるときは、HR担任、部顧問、生徒指導部のいずれかに申し出て、所定の「外出許可証」を携帯する。
- エ 授業時間配当表（学校行事等によって変更する場合もある）

	月・火・水曜日の日程	木・金曜日の日程
ST	8：35 ～ 8：45	8：35 ～ 8：45
1限	8：45 ～ 9：35	8：45 ～ 9：35
2限	9：45 ～ 10：35	9：45 ～ 10：35
3限	10：45 ～ 11：35	10：45 ～ 11：35
4限	11：45 ～ 12：35	11：45 ～ 12：35
5限	13：15 ～ 14：05	13：15 ～ 14：05
6限	14：15 ～ 15：05	14：15 ～ 15：05
7限	15：15 ～ 16：05	
清掃	16：05 ～ 16：15	15：05 ～ 15：20
終礼	16：15 ～ 16：20	15：20 ～ 15：25

月、火、水は50分授業×7限、木、金は50分授業×6限。

オ 次の下校時刻を守る。特に、下校時刻より遅れるときは、あらかじめ保護者の承諾を得ておき、関係の職員の指導を受ける。

- ① 下校時刻 16：35
- ② 部活動参加の場合の下校時刻

夏季（3月～10月）

校舎内 17：50

校舎外 18：30

冬季（11月～2月）

校舎内 17：20

校舎外 17：30

カ 所定の下校時刻以後は、職員から承認された者以外は校内に残ってはならない。

キ 日直の生徒は、クラスの全生徒が下校したら、教室（廊下を含む）の戸締りを確認して下校する。

ただし、日直の生徒が最後まで居残ることができないときは、他の生徒に依頼、責任者をはっきりさせておくこと。

ク 日直の生徒が戸締りをして下校した後は、部活動その他でおそくなった生徒も教室へ入ってはならない。

（教室外での部活動やその他でおそくなる生徒は、所持品を持って行くこと）

ケ 施錠不能の箇所があれば、日直の生徒は直ちにHR担任に申し出る。

2 欠席・忌引・遅刻・早退・欠課 等

欠席等をする時は、次の手順をとる。

ア 欠席する場合は、あらかじめHR担任に連絡する。

なお、病気のため 10 日以上欠席する場合は、医師の診断書等を添える。

イ 忌引日数は父母 7 日、兄弟姉妹・祖父母 3 日、曾祖父母・伯叔父母及び同一家族は 1 日の限度内とする。

ウ 早退をする場合は、事前にHR担任に早退届を提出する。

エ 遅刻をした場合は、職員室で遅刻届を記入し、速やかにHR担任に提出する。

オ 公欠をする場合は、HR担任の許可を受けた後、教科担任に申し出る。

3 その他、届出を必要とするもの

ア 家族に法定感染症が発生した場合は、HR担任に口頭かその他の方法によって届出て、登校を見合わせる。

イ 住所・家族等について変動があった場合は、直ちにHR担任を経て所定の届書により学校長に届出る。

ウ 次の場合は生徒指導部（生徒会）に申し出てその指示を受ける。

① 印刷物を発行し、配布する場合

② 掲示を行う場合

③ 校外の団体に加盟する場合、あるいは、校内に新しく団体を結成する場合

4 校舎・校具

ア 学校の建物、器具等は大切に取扱い、誤って破損した場合は直ちにHR担任に申し出る。

イ 学校の器具を所定の場所から移動する場合は、あらかじめ係職員の許可を得る。

5 保健・美化

ア 身体に異常が生じた場合は、直ちに職員に申し出て指示を受ける。

イ 校舎の内外においては、常に整理整頓を心がける。

ウ 授業後 10 分間（木、金曜日は 15 分間）を全員清掃時間とし、校内美化に努める。

6 礼儀・作法

ア 言語・動作は、来客・職員はもちろん、学年の上下を問わず、礼儀正しい態度を維持する。

イ 校内外における男女の交際は、高校生としての節度を保ち、他からの誤解をまねかないよう心がける。

II 校外生活

1 外出

ア 夜間の外出は、緊急やむを得ない場合の他は慎む。（夜 10 時以降の外出は、警察官による深夜徘徊の補導の対象となる。）

イ 電車・バス等に乗車した場合は、マナーに注意し、進んで座席をゆずり、身体の不自由な人の介助に努める。

2 アルバイト

ア アルバイトは原則として禁ずる。

イ 経済的理由により、やむを得ず従事しなければならない場合は、所定の手続きをし校内で審議をしたうえで許可をする場合もある。

3 旅行

保護者付添い以外の旅行や学割が必要な場合は、所定の「旅行届（学割）」をHR担任から生徒指導部を経て学校長に届出る。

III 交通安全

自他の生命を大切にするために、常に交通法規を厳守して積極的に交通安全を心がける。

1 自転車通学

ア 学校から1km以内の者の自転車通学は認めない。

イ 自転車に乗車中は、積極的に歩行者の保護に努める。

ウ ブレーキ等常に自転車の整備に努める。

エ 次の各事項は禁止する。

- ① 2人乗り
- ② 並進
- ③ 夜間の無灯火

④ 傘さし運転

⑤ イヤホン・スマートフォン運転

オ 自転車損害賠償責任保険等に必ず加入する。

カ 自転車乗車時は、ヘルメットの着用に努める。

2 運転免許証取得

ア 運転免許証を取得する場合は、所定の「運転免許証取得許可願」をHR担任を経て、生徒指導部に提出し、その許可を受ける。ただし、次のイ、ウによる。

イ オートバイ等については、下記の特別の場合以外は許可しない。

- ① 家業のため、どうしても運転を必要とする場合。
- ② 交通機関の利用上、きわめて不便な地域に居住している場合。

ウ 四輪自動車については、自動車学校への入校を許可する時期を、卒業式以降とする。ただし、就職先の内定した者で、取得許可の基準に適合する者については、その時期を3学年の12月の指定日以降とする。

エ 在学中は、自動車学校の教習以外にオートバイ、自動車等を運転してはならない。ただし、上記イの②で許可された者は、最寄りの駅、または、バス停までの乗車を認める。

オ 上記イの場合は、原則として、原付自転車（50cc）とする。

IV 服装規定

本校の生徒であることを自覚し、服装はすべて華美にならないように心がける。

1 【冬制服】

黒の詰襟標準学生服または、黒のセーラー服で、セーラー服は白の襟カバーを付ける。スカートの丈は、膝立ちをして床に触れる程度とする。ネクタイは、細く折ったり短くしたりしない。変形学生服・ズボン等は禁止とする。学生服を着用しない場合は白カッターシャツとし、左ポケットにアイロンプリントの校章を付ける。

2 【夏制服】

白の半袖の開襟シャツ（白の半袖のカッターも可）で、ズボンは冬制服と同一型とする。セーラー服は白（袖は原則として半袖、胸あてはなし、襟とカフスは黒）で、スカート、ネクタイは冬制服と同一型とする。夏・冬とも登下校は原則制服とする。学校休業日・長期休業日に部活動のみのため登下校する際は、本校指定の体操服または部活動顧問が認めた服装での通学を認める。

3 【通学靴・スリッパ】

登下校の通学靴は、革靴、運動靴。型は短靴で雨天時は雨靴を認める。
革靴は色・型とも華美にならないものとする。（サンダル等は禁止）履物は上下を区別し、上履は規定のスリッパを用いる。

4 【防寒具】

防寒具としてマフラー・防寒着などの着用を11月～4月入学式前日まで認

める。マフラーは華美でない色・柄で、常識的な長さのものとする。

防寒着は無地で、色・型とも華美にならないものとする。マフラー・防寒着とも着用は登下校時を原則とし、校舎内は着用してはいけない。

※下記のものは防寒着として認めない

指定以外のカーディガン、セーター、トレーナー等

5 【ソックス・ストッキング】

ソックスは白・黒・紺とし、変形したものは不可とする。スカート着用時の防寒用のタイツ・ストッキングは、ベージュまたは黒とする。

6 【頭髪】

パーマネット、エクステンション、その他特異な髪型、脱色、染色及び、それに類するものは禁止とする。

7 【校章】

冬制服の場合は、校章として指定したバッジを、学生服は左襟に、セーラー服は上着の左ポケットに付ける。夏制服の場合は、上着の左ポケットに、アイロンプリントの校章を付ける。

8 【カバン】

スポーツバッグ・ショルダーバッグ・リュックサックなど、用具が入り華美でないものとする。

9 【指定カーディガン】

指定カーディガンは校内外を問わず、セーラー服の上に着用できる。ただし、卒業式には着用しない。

10 【特例】

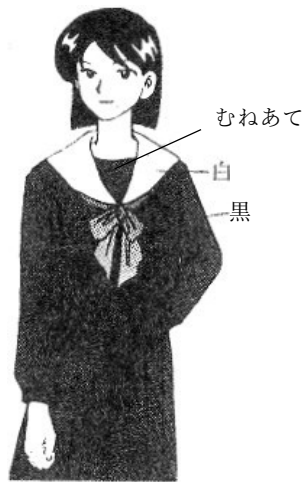
やむを得ない事情で上記の服装ができない場合は、異装届の提出後、許可を得て着用する。

大雨・強風時には、体育時の服装で登下校してもよい。

11 【化粧品・装飾品】

ピアス・指輪・ネックレス等の装飾品は身に着けない。化粧品（口紅・マニキュア等）を使用しない。

セーラー服（冬）



生地カシミア

セーラー服（夏）



スカートは黒色